

# 技術開発支援事業 支援要綱

平成30年7月

一般社団法人沖縄しまたて協会

企画部

## ◆第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人沖縄しまたて協会（以下「当協会」という。）が定款第4条第3項に基づいて行う本事業の支援に関する必要な事項を定め、もって建設事業の発展に寄与することを目的とする。

### (趣 旨)

第2条 少子高齢化の進展、社会インフラの老朽化、自然災害の甚大化など、我が国の社会環境の変化は著しいものがあり、亜熱帯島嶼地域の沖縄においてはより厳しい状況となっている。このようなことから、当協会では、沖縄の地域・気候風土などの特性を踏まえた、建設技術の開発および調査研究が重要であると考え、県内の民間企業等による研究開発意欲を促進し、建設事業の発展に寄与することを目的に「技術開発支援事業」を実施する。

### (委員会の設置)

第3条 本事業を実施するため、技術開発選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する事とし、その運営については別途運営要領を定める。

### (募集分野)

第4条 募集する分野は、沖縄の社会資本整備の課題に関する内容とし、委員会にて決定し、別途募集要領に定める。

### (応募資格)

第5条 応募資格は、沖縄県内に本拠有する企業・組織・団体及び県内在住の研究意欲のある個人・グループを対象とする。

### (応募方法)

第6条 応募は、所定の応募用紙（計画書）の必要事項を記入し、郵送、持参、FAX又は電子メール（PDF）にて提出するものとする。

### (支援対象者の選定)

第7条 支援を受ける者は、（以下「支援対象者」という。）は、応募された技術開発及び調査研究について、別途定める審査要領に基づき、オリジナリティ、地域・現場での必要性、開発・研究の効果、履行確実性などの観点について委員会において審査を行い選定する。

### (支援金額)

第8条 支援金額は、委員会の意見を聞きながら当協会において決定する。尚、1件当たりの支援金額は、下記金額を上限額とする。

技術開発：200万円。

調査研究：100万円。

但し、申請した区分（技術開発または調査研究）と研究開発内容が整合しないと判断された場合、採択しないことができる。

**（履行義務）**

**第9条** 支援対象者は、本支援要綱及び請書等に基づき誠実に実施するものとする。

**◆第2章 支援の方法**

**（支援金交付の決定通知）**

**第10条** 当協会は、委員会の議を経て支援対象者及び支援交付金の決定を行い、決定通知書（別紙-1）を交付するものとする。

**（請書等の提出）**

**第11条** 支援対象者は、支援金交付の決定通知を受け、これを承諾した場合は、20日以内に当協会に請書（別紙-2）及び支援金使用計画書（別紙-3）を提出するものとする。

なお、実施期間、支援金額などの事情により事業の遂行が困難と判断される場合は、決定通知日から起算して10日以内に当協会に辞退届けを提出するものとする。

**◆第3章 支援事業の実施方法**

**（事故等の届出）**

**第12条** 支援対象者は、天変地異その他の事情により下記の状況になった場合は、遅滞なく当協会に届出を行い、その指示を受けるものとする。

- (1) 支援事業の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき。
- (2) 支援事業の予定期間内に完了しないとき。
- (3) 支援事業が所期の成果を収めることが困難になったとき。

**（事情変更による決定の取消等）**

**第13条** 当協会は、前条の届出があり、支援事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合は、支援の全部又は一部を取消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

**（状況報告）**

**第14条** 当協会は必要に応じ、支援事業の遂行状況及びその他の支援金の執行に関する必要な事項について状況報告（別紙-4）を求めることができるものとする。但し、全ての支出については、支援期間内に支払ったものを対象とする。

(成果報告)

第 15 条 支援対象者は、支援事業が完了したとき（支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、成果報告（別紙－5）を作成し、当協会に提出するものとする。

なお、成果報告等の提出期限は、翌年度の 4 月末日までとする。

(報告書)

第 16 条 支援事業の成果報告書は、開発した技術及び調査研究の完成写真及び図面等を添付し、A4 版で 2 部作成するものとする。

◆第 4 章 支援金の支払方法等

(支援金の支払)

第 17 条 支援金の支払いは、当該支援年度の 4 月末日までに行うものとする。

(余剰支援金の返還)

第 18 条 支援対象者は、第 12 条又は第 13 条に該当し、交付された支援金について余剰額が生じたときは、当協会の請求に基づき、期限を定めて返還するものとする。

(支援金決算報告書の提出)

第 19 条 支援対象者は、帳簿を備えて支援金の使途を明らかにするとともに、その経理に係る証拠書類を整理し、支援金決算報告書（別紙－6）に添付し提出するものとする。

なお、支援金決算報告書等の提出期限は、翌年度の 4 月末日までとする。

◆第 5 章 成果に関する取扱い

(権利)

第 20 条 支援事業の成果及び発明・特許権等は、特に定めのない限り支援対象者に帰属するものとするが、当協会は支援事業の成果を公開できる権利を有するものとする。

(成果の公表)

第 21 条 支援対象者が成果を学術誌等に発表する場合は、当協会の支援を受けた旨を明記するとともに、当協会に発表資料を添えて報告するものとする。また、当協会において発表会等を開催する場合には当協会からの要請に基づき成果発表を行わなければならないものとする。

◆第 6 章 雑 則

(支援の取消)

第 22 条 当協会は、支援対象者が提出した計画書の内容と実際の成果が異なる

場合には、支援の全部又は一部を取り消すとともに、支援金の返還を求めることができる。

## 附 則

この要綱は、平成12年9月29日から適用する。

- 平成16年7月26日一部改訂 ※第8条 支援金額
- 平成21年8月6日一部改訂 ※第15条 提出期限の追記
- 平成23年7月19日一部修正 ※社名変更に伴う修正
- 平成25年7月25日一部修正 ※第4条 提出義務の追記
- 平成30年7月5日一部改訂 ※第15、19条 決算書提出期限の変更  
第17条 支払い期限の変更